

消防署への届出が必要です

不特定多数の者が集合するイベントで **対象火気器具等(※1)**を使用する場合は、

消火器の準備が必要になります。あわせて **露店等の開設届出書**が必要です。



「**不特定多数の者が集合するイベント**」とは？

祭礼、縁日、花火大会、展示会、町内・地区単位の夏祭り等でのバザーや模擬店、公的機関主催の各種イベントが該当します。

近親者によるバーベキュー、幼稚園での父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が集まる催しなど、集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外です。

(※1)対象火気器具等に該当する器具とは、次の例のような器具が該当します。



消火器の準備

大分市では、**6型以上の検定マーク**が貼付されている**業務用消火器**を準備してください。



※ 同一テント内に複数の対象火気器具があり、使用者が異なる場合は原則として使用者ごとに消火器を準備しなければなりません。複数の使用者が協力して初期消火を有効に行える場合には、共同して消火器を準備することも差し支えありません。

その場合、一つのテント内で歩行距離20m以内に消火器を設置されている場合に限りです。

露店等々の開設届出書

⇒大分市火災予防規則様式第17号

※ 露店等々の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付してください。

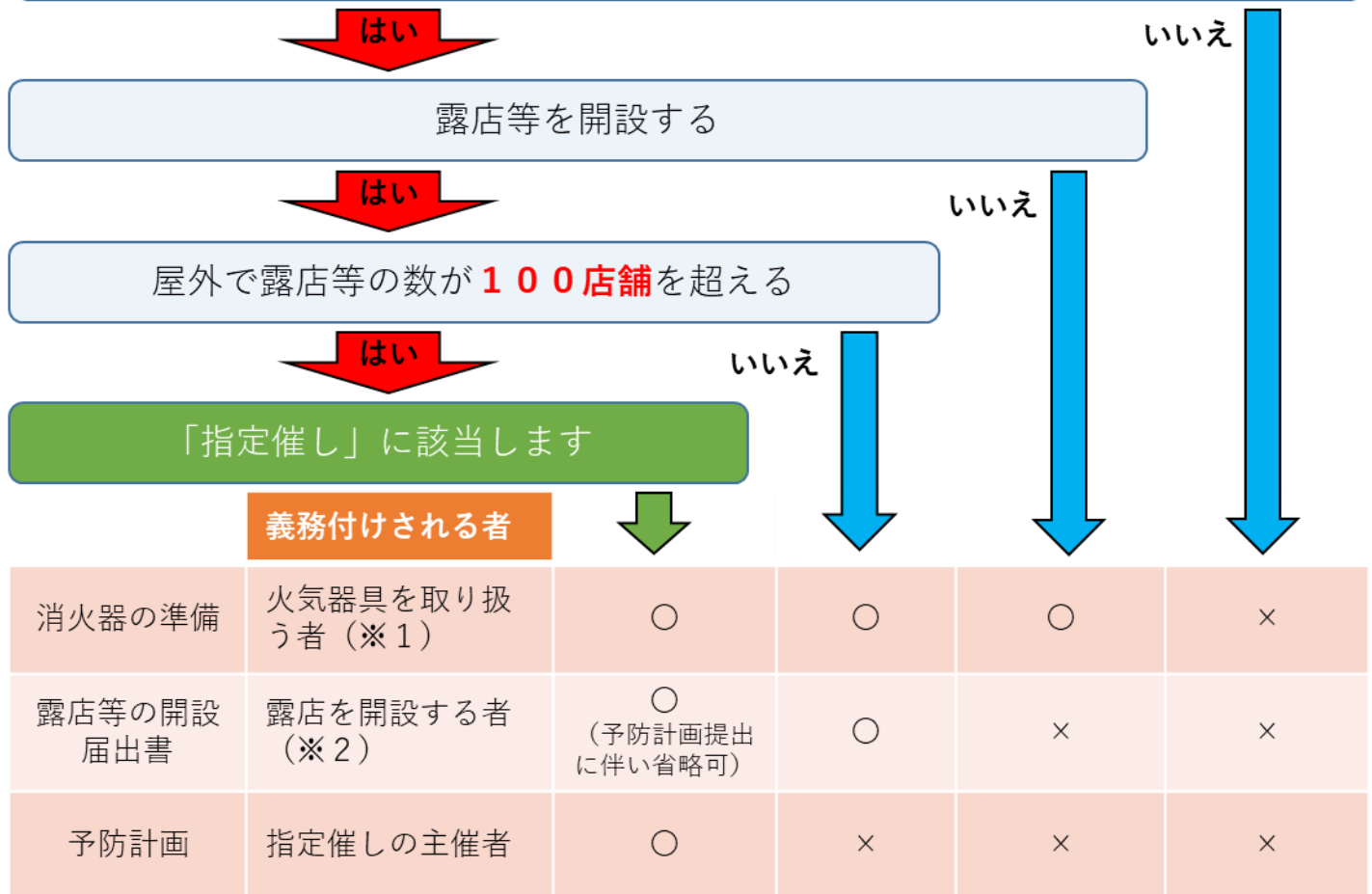
※ 一つのイベントに複数の対象火気器具等を使用する露店等々が開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ個別に管轄消防署に対して届出を行うのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等々の開設を統括する者等が取りまとめて管轄消防署に届出を行っても差し支えありません。

対象火気器具等を使用する際の注意点

- 消火器の設置場所を把握し、取扱いについて習熟しておくこと。
- プロパンガスボンベは、直射日光が当たらない通気性の良い場所に設置し、チェーン等により固定し転倒防止策を講じること。
- 発電機等の燃料にガソリンを使用する場合、予備のガソリンは金属製容器に貯蔵し、加熱されないよう火気や発電機等の排気から距離を保った位置に置くこと。
- 給油が必要となったときは、機械を停止した後、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで給油すること。
- カセットコンロを使用する場合は、ボンベ装着部を覆う調理器具は使用しないこと。

露店等の開催に伴い必要な手続きはこちらです

多数の者の集合する催し（参加者が相互に面識がある催しや、名簿等で参加者が特定できる催し以外のもの）で**火気器具**を使用する



※1主催者等がまとめて準備することも可
 ※2主催者等がまとめて届け出することも可

※その他ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

中央消防署：097-532-2108
 東消防署：097-527-2721
 南消防署：097-586-1230
 予防査察担当班まで